

四日市市告示第 2 7 5 号

四日市市おたふくかぜワクチン接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市おたふくかぜワクチン接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市おたふくかぜワクチン接種費用補助金交付要綱（平成 2 6 年四日市市告示第 1 7 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="301 913 802 1010"><u>四日市市乳幼児任意予防接種費用補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="252 1093 349 1126">(趣旨)</p> <p data-bbox="204 1153 818 1601">第 1 条 この要綱は、四日市市任意予防接種費用補助金交付規則(平成 2 3 年四日市市規則第 4 5 号。以下、「規則」という。)の規定に基づいて乳幼児が受けた<u>任意予防接種</u>に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、規則第 3 条の規定により、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="252 1744 480 1778">(対象予防接種)</p> <p data-bbox="204 1805 818 2016">第 2 条 補助金の交付の対象となる任意予防接種は、<u>別表に掲げるワクチンの接種</u>とする。ただし、県内の医療機関等又は市長が認めた医療機関等において行</p>	<p data-bbox="948 913 1449 1010"><u>四日市市おたふくかぜワクチン接種費用補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="898 1093 995 1126">(趣旨)</p> <p data-bbox="850 1153 1465 1659">第 1 条 この要綱は、四日市市任意予防接種費用補助金交付規則(平成 2 3 年四日市市規則第 4 5 号。以下、「規則」という。)の規定に基づいて乳幼児が受けた<u>おたふくかぜワクチンの接種</u>に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、規則第 3 条の規定により、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="898 1744 1126 1778">(対象予防接種)</p> <p data-bbox="850 1805 1465 2016">第 2 条 補助金の交付の対象となる任意予防接種は、<u>おたふくかぜワクチンの接種</u>とする。ただし、県内の医療機関等又は市長が認めた医療機関等において行</p>

われた任意予防接種とする。

(任意予防接種の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる任意
予防接種の対象者(以下「補助対象者」
という。)は、任意予防接種を受ける日
において、本市の住民基本台帳に記録さ
れている者であって、別表に掲げる補助
対象者に該当するものとする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、別表に定める額
又は任意予防接種に要した費用に相当
する額のいずれか低い額とする。

2 補助回数は、同一の補助対象者につい
て任意予防接種の種類ごと別表に定め
る回数とする。

附 則
(有効期限)

2 この要綱は、平成34年3月31日限
りその効力を失う。

われた任意予防接種とする。

(任意予防接種の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる任意
予防接種の対象者は、任意予防接種を受
ける日において1歳以上5歳未満の者
で次の各号のいずれかに該当するもの
とする。ただし、規則第4条に規定する
任意予防接種費用補助券を医療機関等
に提出し、おたふくかぜワクチンの接種
を受けたことがある者を除く。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されて
いる者

(2) 市内に居住している者で、前号に該
当しないことについてやむを得ない
理由があると認められるもの

(補助金額)

第4条 補助金の額は、3,000円又
はおたふくかぜワクチンの接種に要し
た費用に相当する額のいずれか低い額
とする。

附 則
(有効期限)

2 この要綱は、平成32年3月31日限
りその効力を失う。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

対象予防接種		補助対象者	補助回数	補助金額
ロタウイルス	1価	生後6週から24週未満の者	2回	5,000円
	5価	生後6週から32週未満の者		
おたふくかぜ		1歳以上5歳未満の者	1回	3,000円

改正前

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の四日市市おたふくかぜワクチン接種費用補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市おたふくかぜワクチン接種費用補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（こども未来部こども保健福祉課）